

横浜市認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チーム）委託 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

横浜市認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チーム）委託

2 業務の内容

業務説明資料（別紙）のとおり

概算業務価格（上限）は約7,500千円（非課税）です。

本委託契約は、厚生労働省告示第二百三十二号（平成27年7月3日）に基づき、非課税の取扱いとなります。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 提案資格

受託候補者特定に係る実施要領（別紙）のとおり

4 公募対象区

中区、保土ヶ谷区、旭区、緑区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区の8区

※他の10区については、今回は募集しません。

5 参加意向の申出について

本プロポーザルへ参加の意向がある方は、下記の提出書類を提出してください。

(1) 提出期限 令和5年11月13日（月）17時00分まで（必着）

(2) 提出書類

ア 参加意向申出書 様式1

イ 誓約書 要領-1

ウ 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録申請中である場合は、申請中であることが確認できる書類（申請受付内容及び入札参加資格審査申請書の写し）

(3) 提出先・方法

提出先	横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課 担当 高野・紅林・後藤 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 16階 電話：045-671-4129 FAX 045-550-3612 電子メール kf-zaitakude@city.yokohama.jp
提出方法	持参、郵送又は電子メール（郵送の場合は書留郵便、電子メールの場合は提出書類にパスワードをつけることとし、期限までに到着するように発送してください。持参以外は着信確認を行ってください。）

(4) 注意事項

参加申込みには「横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）」への登録が必要です。参加意向申出書の提出までに、登録の申込みを行ってください。

※手続きの詳細は、横浜市電子入札システムサイト「ヨコハマ・入札のとびら」(<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>)をご確認いただくか、下記、ヘルプデスクへ問合せください。

電子入札ヘルプデスク

申請入力方法等のお問合せを一括して受付けます。

TEL : 045-662-7992

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始除く。）

6 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書提出者について、「3 提案資格」を満たすことを確認し、提出者全員に対して、電子メール（ない場合は郵送）により、令和5年11月15日（水）頃に参加資格確認結果を通知します。

ただし、提案資格のうち、受託候補者特定に係る実施要領第3条（1）については、提案書の内容で確認します。

7 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出できます。質問内容及び回答については、プロポーザルの参加意向申出者全員に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和5年11月22日（水） 17時00分まで（必着）
- (2) 提出書類 質問書 **要領-2**
- (3) 提出先 「5 参加意向の申出について(3)」と同じ
- (4) 提出方法 持参、郵送又は電子メール（郵送の場合は書留郵便、電子メールの場合は提出書類にパスワードをつけることとし、期限までに到着するように発送してください。持参以外は着信確認を行ってください。）
- (5) 回答送付日及び方法 令和5年11月28日（火）頃に電子メールによる

8 提案書の内容

「6 参加資格確認結果の通知」で、参加資格を有すると認められた応募者は、提案書の作成・提出を行ってください。

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（**様式5 提案書表紙**及び**要領-3～5**）に基づき作成するものとします。
- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦、横書き、両面印刷とします。
- (3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載して下さい。

ア 医療機関概要

イ 職員体制

(ア) チーム員として配置する職員について

(イ) 従事職員経歴書

ウ 実施体制

(ア) チーム員が訪問に対応できる時間

(イ) チーム員が相談に対応できる時間

(ウ) 担当チーム員不在時の相談体制について

エ 実績

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）の実績を記載してください。

(ア) 認知症診療等に関する実績

(イ) 認知症初期集中支援チームの受託実績

(ウ) 他機関との連携に関する実績

オ 本市における認知症の人や家族の現状・課題について

カ 取組方針について

キ 認知症初期集中支援チームの事業に関する提案について

(ア) 対象者把握の工夫について

(イ) 地域で認知症の人や家族を支えるための取組について

(ウ) 地域の医療・介護・福祉の関係機関と効果的に連携を進めるための取組について

ク 個人情報の管理等について

ケ ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組について

コ 参考見積書 **要領-4**

サ 提案書の開示に係る意向申出書 **要領-5**

(4) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意して下さい。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述して下さい。

イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能とします。

ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に記述して下さい。

エ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

ア から ケ

要領-3

9 評価基準

評価基準票（別紙）のとおり

10 提案書の提出

「6 参加資格確認結果の通知」で、参加資格を有すると認められた応募者は、提案書の作成・提出を行ってください。

(1) 提案書の提出

ア 提出部数 1部

イ 提出先 「5 参加意向の申出について(3)」と同じ

ウ 提出期限 令和5年12月8日（金） 17時00分まで（必着）

エ 提出方法 持参、郵送又は電子メール（郵送の場合は書留郵便、電子メールの場合は提出書類に

パスワードをつけることとし、期限までに到着するように発送してください。持参以外は着信確認を行ってください。）

(2) その他

所定の様式以外の書類については受理しません。

11 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

ヒアリングに出席しなかった場合は、プロポーザルが無効となるため、必ず出席願います。

- (1) 実施日時 令和6年1月12日(金)(予定)
 令和6年1月11日(木)(予備日)
- (2) 実施場所 横浜市庁舎(予定)
- (3) 出席者 説明者3名以内
- (4) その他 時間等詳細については別途お知らせします。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、オンライン開催となる可能性があります。

12 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	健康福祉局第一業者選定委員会	横浜市認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チーム）委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委 員	健康福祉局 ・ 局長 ・ 副局長 ・ 地域福祉保健部長 ・ 生活福祉部長 ・ 障害福祉保健部長 ・ 高齢健康福祉部長 ・ 総務課長 ・ その他委員長が必要と認める者	健康福祉局 ・ 副局長 ・ 高齢健康福祉部長 ・ 高齢健康福祉部高齢在宅支援課長 医療局 ・ 医療政策部医療政策課長 ・ 地域医療部地域医療課在宅医療連携担当課長

13 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。（通知時期 令和6年2月下旬ごろ）

14 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについて他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- (5) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる必要があります。
- (6) 提出された書類は、返却しません。
- (7) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

15 プロポーザル手続きにおける注意事項

- (1) プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- (2) プロポーザルに記載した配置予定の責任者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- (3) プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (4) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがあります。
- (5) 参加意向申出書の提出期限以後または指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

16 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があったもの。
- (8) ヒアリングに出席しなかったもの。 ※ただし、「横浜市認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チーム）委託」受託候補者特定に係る実施要領第5条2に該当する者は除く。

17 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
 - 要する

- (4) 令和6年度の事業実施期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。
- (5) 認知症初期集中支援チームの設置期間は3年間ですが、当該年度の運営状況が良好と認められた場合で、翌年度の予算が議決を経て成立した場合に限り、単年度ごとに契約を締結します。
- (6) 翌年度以降の契約にあたっては、横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されていることが必要です。
- (7) この契約は、令和6年度横浜市各会計予算が令和6年3月31日までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。